

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則
 - 訓 令
 - 福島県会計年度任用職員任用等管理規程

規 則

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則をここに公布する。
令和二年一月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五号

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第二十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第三条 条例第三条第二項及び第十八条第二項の規則で定める適用範囲の区分及び基準は、別表に掲げるとおりとする。

3 条例第三条第三項及び第四項の報酬の額に十円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

4 条例第三条第三項及び第四項の報酬の額に十円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

（新たに会計年度任用職員となった者の号給）

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、知事が別に定める基準に従って、任命権者が決定する。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他知事が定める経験年数を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（第一号会計年度任用職員の報酬の減額）

第五条 条例第八条第一項及び第二項の勤務一時間当たりの報酬額として同条第三項の規則で定めるところにより算出して得た額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額の報酬 第三条第一項の適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定した額に、条例第四条の給料の調整額に相当する報酬の月額及び条例第六条の地域手当に相当する報酬の月額を加えた額（以下「減額基準月額報酬」という。）に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額
- 二 日額の報酬 減額基準月額報酬を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額

（第一号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬）

第六条 条例第九条の規定により支給する超過勤務手当に相当する報酬は、第九条の規定により算出して得た額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務については、同条の規定により算出して得た額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第一号会計年度任用職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務 百分の百二十五
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百三十五

2 前項に規定するもののほか、勤務時間条例適用職員例による週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第一号会計

年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した全時間に対し勤務一時間につき、第九条の規定により算出して得た額に百分の二十五を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

3 第一号会計年度任用職員が、勤務時間条例適用職員の例による週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当に相当する報酬は、支給しない。

4 前三項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に支給する超過勤務手当に相当する報酬は、給与条例第十三条の規定により支給される超過勤務手当の例による。

(第一号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第七条 条例第十条の規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第八条の三第一項の勤務日等をいう。以下この条において同じ。)(当該勤務日等が給与条例第十二条の祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は勤務時間条例第八条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項の超勤代休時間を指定された日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、第一号会計年度任用職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることとしたときは、その日とする。

2 条例第十条の規則で定める割合は百分の百三十五とする。

(第一号会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第八条 条例第十二条第三項の規則で定める一時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

一 条例第八条の規定を適用する場合

三十分以上 三十分

三十分未満 切り捨て

二 条例第九条から第十一条までの規定を適用する場合

三十分以上 一時間

三十分未満 切り捨て

(第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第九条 条例第十三条の勤務一時間当たりの報酬額として規則で定めるところにより算出して得た額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定められた額とする。

一 月額の報酬 条例第三条第二項の規定により計算して得た額に十二を乗じて得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七・七五に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た時間に十八を乗じて得たものを減じたもので除して得た額

二 日額の報酬 条例第三条第三項の規定により計算して得た額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間額の報酬 条例第三条第四項の規定により計算して得た額

(第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第十条 第一号会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月七日(その日が勤務時間条例第九条の祝日法による休日(以下「休日」という。))又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日)に支給するものとする。ただし、月の中途において任期が満了し、又は退職をした場合には、当該満了又は退職後速やかに支給するものとする。

2 一日だけの任用をする第一号会計年度任用職員の報酬については、前項の規定にかかわらず、当日の所定の勤務時間終了後速やかに当日分の報酬を支給するものとする。

3 日額又は時間額により報酬が定められた第一号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

4 月額により報酬が定められた第一号会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

5 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該第一号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(第一号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第十一条 第一号会計年度任用職員が給与条例第十条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該通勤手当に相当するものとして、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給日については、前条の報酬の支給日の規定の例によることとし、支給基準、額その他必要な事項に関しては別に定める。

(第二号会計年度任用職員の給料の支給等)

第十二条 条例第十九条で給与条例適用職員の例によるものとするものうち、給与条例第十二条中「休暇による場合」とあるのは、「有給の休暇による場合」と読み替えるものとし、その他条例第十九条の規定にかかわらず、給与条例適用職員の例により難しい場合にあつては、別に定めるところによる。

(会計年度任用職員の期末手当)

第十三条 条例第二十条の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 任期が六月未満の者(次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。)

二 通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間が十五時間三十分未満の者

三 前二号に掲げる者のほか、知事が別に定める者

2 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。

一 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間(当該期末手当の基準日(条例第二十条においてその例によることとされる給与条例適用職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第十

五条までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き
場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）

二 職員から引き続き会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職
した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限
る。）

3 前項第二号の職員は、次のいずれかに該当する者（会計年度任用職員を除く。）と
する。

一 給与条例の適用を受ける職員

二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十
六号）の適用を受ける職員

三 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和
四十一年福島県条例第七十四号）の適用を受ける職員

四 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平
成十五年福島県条例第九十九号）の適用を受ける職員

五 技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八
十一号）の適用を受ける職員

六 技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年教育委員会規則
第二十号）の適用を受ける職員

七 福島県警察に勤務する技能労働職員の給与に関する訓令（昭和四十九年県警察本
部訓令第九号）の適用を受ける職員

八 特別職の職員（法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県
の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

九 前各号に掲げる者のほか、知事が別に認める者
（期末手当の在職期間の特例）

第十四条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期
間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

（期末手当基礎額）

第十五条 月額報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それ
ぞれその基準日（退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、
又は死亡した日）をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべ
き条例第三条第二項の勤務一月につき、第三条第一項の規定による適用範囲の区分及
び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範
囲内で決定した額に条例第四条の給料の調整額に相当する報酬の月額及び条例第六条
の地域手当に相当する報酬の月額を加えて得た額（以下「基礎報酬月額」という。）
に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・
七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基礎報酬月
額を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当
たりの勤務時間を七・七五で除して得た額を乗じて得た額に当該第一号会計年度任用

職員について定められた一箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額とする。
3 時間額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基礎報酬
月額を百六十二・七五で除して得た額に当該第一号会計年度任用職員について定めら
れた一箇月当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数又は勤務時間数が異なる第一号会
計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における
職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた前三項の例により算出す
る報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（特別の事情がある者の期末手当）

第十六条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事してい
る者その他特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、別に定める。

（会計年度任用職員の勤務時間等）

第十七条 条例第二十二号の会計年度任用職員の勤務時間については、常勤職員の例に
基づいて任命権者が定める。

（休暇等）

第十八条 条例第二十三号の会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員の例に基
づいて任命権者が定める。

（特別な事情がある会計年度任用職員の給与等の特例）

第十九条 職務の特殊性その他特別な事情によりこの規則の規定によることができな
い場合又はこの規則によるものが著しく不相当であると認められる場合には、一般職の
常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して別段の取扱いをすることがで
きる。

（この規則の施行に關して必要な事項）

第二十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關して必要な事項は、別に
定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別 表

区 分		給料月額の上限
行政職給料表が適用される給与条例適用 職員と類似する職務に従事する会計年度 任用職員	給与条例別表第一 行政職給料表に定 める一級における最高の号給の給料月 額	
教育職給料表が適用される給与条例適用 職員と類似する職務に従事する会計年度 任用職員	給与条例別表第三 教育職給料表に定 める一級における最高の号給の給料月 額	

研究職給料表が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第四 研究職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額
医療職給料表(一)が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第五 医療職給料表ア医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
医療職給料表(二)が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第五 医療職給料表イ医療職給料表(二)に定める二級における最高の号給の給料月額
医療職給料表(三)が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	給与条例別表第五 医療職給料表ウ医療職給料表(三)に定める二級における最高の号給の給料月額

備考 この表中「行政職給料表」とは給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表を、「教育職給料表」とは給与条例第三条第一項第三号の教育職給料表を、「研究職給料表」とは給与条例第三条第一項第四号の研究職給料表を、「医療職給料表」とは給与条例第三条第一項第五号アからウまでの医療職給料表をいう。

(人事課)

訓 令

福島県訓令第一号

福島県会計年度任用職員任用等管理規程を次のように定める。

令和二年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県会計年度任用職員任用等管理規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、知事の事務部に勤務する会計年度任用職員(会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例(令和元年福島県条例第二十五号。以下「条例」という。))第一条に規定する職員(会計年度技能労務職員を含む。以下同じ。)の任用手続、勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規程における用語の意義は、条例及び会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則(令和二年福島県規則第五号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(職の区分)

第三条 会計年度任用職員の区分は、次のとおりとする。

- 一 会計年度任用事務職員
- 二 会計年度任用技術職員
- 三 会計年度任用技能職員
- 四 会計年度任用労務職員
- 五 会計年度チャレンジ任用職員
- 六 特定会計年度任用職員

2 前項第一号の「会計年度任用事務職員」及び同項第二号の「会計年度任用技術職員」とは、一般の事務又は技術に関する補助的な業務のために任用する職員をいう。

3 第一項第三号の「会計年度任用技能職員」とは、特別の資格、免許、熟練等を必要とする技能職種に属する業務のために任用する職員をいう。

4 第一項第四号の「会計年度任用労務職員」とは、前項の業務以外の労務的業務のために任用する職員をいう。

5 第一項第五号の「会計年度チャレンジ任用職員」は、総務部長が別に定める職員とする。

6 第一項第六号の「特定会計年度任用職員」とは、第二項から前項までに定める業務以外の業務で、条例定数内職員が従事する職務とは異なる専門的又は特定の業務のために任用する職員をいう。

(任用手続)

第四条 会計年度任用職員の任免は、主管課長(福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二条第三号に規定する課長(人事委員会事務局総務審査課長、監査委員事務局監査総務課長及び議会事務局総務課長を除く。))をいう。以下同じ。)が行うものとする。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の昼間において授業を行う課程に在学する学生又は生徒を当該学校の休暇期間中に限り任用する場合(以下「学生等の任用」という。))又は会計年度任用労務職員を工事現場等において勤務させるために任用する場合にあっては、公所長(福島県財務規則別表第一に掲げる公所(知事の事務部に係る公所に限る。))の長をいう。以下同じ。)においても任用することができるものとする。

(任期)

第五条 会計年度任用職員の任期については、一会計年度を限度とする。

(任用制限)

第六条 法第十六条各号に掲げる事由に該当する者は、会計年度任用職員として任用してはならない。

(辞令等の交付)

第七条 会計年度任用職員を任免したときは、当該職員に第一号様式による辞令を交付する。

(辞令等の交付)

第七条 会計年度任用職員を任免したときは、当該職員に第一号様式による辞令を交付する。

するものとする。ただし、任期の満了により退職する場合及び報酬額等の勤務条件を変更する場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって、辞令の交付に代えることができる。

2 前項本文の場合において、任期の満了以外の事由により任用を解く場合は、辞令に代えて第二号様式による発令通知書を交付することができる。

(発令文例等)

第八条 辞令の文例、使用区分及び交付者は別表第一に定めるところによる。

(勤務条件等)

第九条 会計年度任用職員を募集及び任用しようとするときは、原則として公募することとし、勤務日、勤務時間その他の総務部長が別に定める勤務条件を書面にて明示しなければならぬ。ただし、職務の性質上やむを得ず明示することができない事項は、この限りでない。

(服務等)

第十条 第一号会計年度任用職員の勤務時間は、週三十八時間四十五分を超えない範囲において主管課長又は公所長が定めるものとする。この場合において、第一号会計年度任用職員の休憩時間については、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、七時間四十五分を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 第二号会計年度任用職員の勤務時間は、週三十八時間四十五分とする。その他第二号会計年度任用職員の勤務時間については、条約定数内職員の例による。

3 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前二項に規定する勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務については、福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)第二条、第三条、第五条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十七条から第二十二号まで及び第二十三条から第二十八条までの規定を準用するものとする。この場合において、第三条中「当該各号に掲げる者」とあるのは「辞令等を交付する者」と、第十七条第二項中「人事総室人事課長」とあるのは「主管課長」と、第二十四条及び第二十五条中「知事」とあるのは「主管課長」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、第一号会計年度任用職員にあつては、福島県職員服務規程第七條、第七條の四及び第二十条は準用しない。

第十一条 会計年度任用職員の勤務条件は、次に掲げる条件の範囲内において所管部(局)長が定めるものとする。ただし、職務の内容その他特別の事情により、この規定により難いときは、総務部長に協議の上、別に定めることができる。

一 勤務時間 一日につき七時間四十五分を超えない範囲内とする。

二 休暇等 会計年度任用職員の休暇の種類及び期間は、次に掲げるとおりとする。

ア 公民権行使のための休暇 その都度総務部長が必要と認める日又は時間

イ その他の休暇 総務部長が別に定める日又は時間

2 特定会計年度任用職員の前項の勤務条件を定めるに当たっては、人事総室人事課長

及び人事総室行政経営課長に合議するものとする。

3 第一項の場合において、会計年度任用職員の名称又は職務の改正を含む場合にあっては人事総室人事課長及び人事総室行政経営課長に合議するものとし、その他の場合にあっては人事総室人事課長に合議するものとする。

(会計年度任用職員(特定会計年度任用職員を除く。)の号給の決定)

第十二条 規則第四条第一項で定める号給は、会計年度任用事務職員、会計年度任用技術職員、会計年度任用労務職員及び会計年度チャレンジ任用職員については、別表第二の会計年度任用職員給料等月額基準表に従うものとし、会計年度任用技術職員については、給与条例適用職員の初任給基準の例による号給とする。

2 規則第四条第二項に規定する経歴年数等を有する者の号給は、次に掲げる号給とすることができる。

一 会計年度任用事務職員 前項の号給の号数に、当該経歴年数の月数を十二で除した数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(ただし、その号給は十九号給を超えることはできないものとする。)

二 会計年度任用技術職員 給与条例適用職員の初任給計算の例により算出される号給(その号給の給料月額が当該会計年度任用技術職員に相当する給与条例適用職員の属する職務の級の二級上位の職務の級における最低の号給の給料月額を超える額の号給である場合には、当該最低の号給を超える当該給与条例適用職員の属する職務の級における号給のうち最高の号給に相当する給料月額の号給)

(会計年度任用職員(特定会計年度任用職員を除く。)の給料等)

第十三条 条例第三条第二項及び第十八条第二項の給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定する額は、前条において決定した号給の給料月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用職員(特定会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)について、所定の勤務日において、所定の勤務時間の全部を勤務しないときは、その勤務しない日の報酬は支給しない。

3 日額の報酬を受ける会計年度任用職員について、所定の勤務日が休日当たるときは、特に当日を勤務を要しない日として明示しない限り、前項の規定にかかわらず、当日の所定の報酬日額の全額を支給する。

(特定会計年度任用職員の報酬等)

第十四条 特定会計年度任用職員の報酬は、特別職の職員に関する条例(昭和二十七年福島県条例第一号)第八條第一項の規定に準じて知事が定めるものとする。

第十五条 特定会計年度任用職員の条例第八條に規定する勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額の報酬 前条の規定により決定した額に十二を乗じて得た額を当該特定会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額

二 日額の報酬 前条の規定により決定した額を当該特定会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額(ただし、一日の勤務時間の全部

を欠いた場合は、その日の報酬は支給しない。）

第十六条 特定会計年度任用職員の条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額の報酬 第十四条の規定により決定した額に十二を乗じて得た額を当該特定会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七・七五に当該特定会計年度任用職員について定められた勤務時間を三・八七五で除して得た時間に一八を乗じて得たものを減じたもので除して得た額
- 二 日額の報酬 第十四条の規定により決定した額を当該特定会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額
- 三 時間額の報酬 第十四条の規定により決定した額

第十七条 月額の報酬を受ける特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した特定会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき第十四条の規定により決定した額とする。

2 日額の報酬を受ける特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、第十四条の規定により決定した額に当該特定会計年度任用職員について定められた一か月当たりの勤務日数を乗じて得た額とする。

3 時間額の報酬を受ける特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、第十四条の規定により決定した額に当該特定会計年度任用職員について定められた一か月当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数又は勤務時間数が異なる特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた前三項の例により算出する報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（第一号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第十八条 通勤した場合の費用弁償は、次のとおりとする。

- 一 支給対象職員は、次に掲げる者を除く第一号会計年度任用職員とする。ただし、アの場合であつて、主管課長が地域における労働需給の事情その他特殊な事情により、人材の確保が困難であると認める場合には、人事総室人事課長に協議して支給対象とすることができるものとする。
 - ア 任期が一月未満の一時的任用者
 - イ 人事総室行政経営課長が指定する臨時の業務に公所長限りに於いて任用する者
 - ウ 学生等の任用により任用する者
 - エ 勤務公署を特定することができない者
 - オ 県の経費又は県の経費以外から通勤費用に相当するものが支給されている者
 - カ 株主優待乗車券の利用等により弁償すべき通勤費用の支出がない者
 - キ その他通勤費用相当分の費用弁償を支給すべきでないとして認められた者
- 二 支給開始日は、受給要件の事実の発生日（通勤の届出が事実の発生日から十五日を経過した場合はその届出を受理した日とする。）とし、支給終了日は、受給要件

件を欠いた日とする。

三 通勤した場合の費用弁償は、給与条例第十条第二項及び職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）に規定する一般職の職員の通勤手当の支給方法に準じ、次により算出した額（その額に一円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、給与条例第十条第五項に規定する支給単位期間については、一か月として算出することとし、通勤行為のない日については、支給できないものとする。

ア 交通機関等利用職員の支給額 通勤費用相当分の費用弁償は、利用する交通機関等の種類に応じて次に掲げる算式に基づいて得られる額とする。

(イ) 新幹線鉄道等以外の交通機関等を利用する場合 一か月の通勤用定期乗車券の価額により算出した額（一か月の通勤用定期乗車券の価額を月の定められた勤務日数で除して得た額）と回数乗車券等により算出した額（片道の運賃額に十を乗じ、その額を十一で除して得た額に、二を乗じて得た額）を比較して低廉な方の額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額

(ロ) 新幹線鉄道等を利用する場合 一般職員の例に準じて算出した通勤手当の月額（この場合において、職員の給与の支給に関する規則第二十一条第二項第二号の適用に当たっては、同号中「通勤二十一回」とあるのは、「月の定められた勤務日数」と読み替えるものとする。）を月の定められた勤務日数で除して得た額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額

(ハ) 新幹線鉄道等と新幹線鉄道等以外の交通機関等を併用して利用する場合 (イ)により算出した額と(ロ)により算出した額の合計額

(ニ) 自動車等交通用具使用職員の支給額 一般職の職員に準じて算出した通勤手当の月額を二十一で除して得た額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額

ウ 交通機関等と自動車等交通用具の併用職員の支給額 アにより算出した額とイにより算出した額の合計額

四 交通機関等の運賃の額の改定があつたときは、改定になつた日から通勤した場合の費用弁償の額を変更するものとする。

五 前各号に定めるもののほか、受給要件、通勤の届出、認定その他通勤に係る費用弁償に関する事項については、他に定めがない限り、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例に準ずるものとする。

（会計年度任用職員の給料及び報酬等の改定時期）

第十九条 給与条例適用職員の給与改定（諸手当の改定を含む。以下同じ。）のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期及び別表第二に定める会計年度任用職員給料等月額基準表の基準額に対応する改定後の給料表の適用時期は、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月）の初日からとする。

（会計年度技能労務職員に支給する給与等）

第二十条 会計年度技能労務職員に支給する特殊勤務手当又はこれに相当する報酬につ

- いては、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号。以下「技労規則」という。）の適用職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、会計年度技能労務職員に支給する給与等については、他に定めがあるものを除き、条例第二条に規定する会計年度任用職員の例による。
（報酬の支払）
- 第二十一条 報酬は、原則として、月の初日から末日までの分を翌月の七日に支払うものとする。ただし、この支払い時期により難しい場合は、翌月の七日から十日までの間で予め支払日を定め、その日に支払うことができるものとする。
（会計年度任用職員の期末手当）
- 第二十二条 規則第十三条第二項第一号の同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間には、同条第三項の職員として在職した期間を含むものとする。
（災害補償）
- 第二十三条 会計年度任用職員の災害補償については、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年福島県条例第四十五号）の定めるところによる。
（実態調査等）
- 第二十四条 この訓令に定める会計年度任用職員の適正な管理のため、人事総室人事課長は、必要に応じ実態調査を行うものとする。
（総務部長の権限）
- 第二十五条 この訓令に定めるものを除くほか、会計年度任用職員の任用等に関して必要な事項は、総務部長が定める。
- 附 則
- 1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 福島県賃金支弁職員雇用等管理規程（昭和五十年福島県訓令第十号）は、廃止する。

別表第一（第八条関係） 発令文例

区 分	発 令 文 例	辞令等の使用区分	交付者
第1号会計年度任用職員 （特定会計年度任用職員 以外）	福島県会計年度〇〇職員に任命する 記 1 職務内容 2 報酬額 勤務1時間（1日、1か月）につき 円 3 任用期間 年 月 日までとする 4 勤務条件 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の定めるところによる 5 勤務時間 週31時間以内の勤務とし、所属長の定める日とする 6 勤務を要しない日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 7 勤務所 〇〇事務所	辞令	各部（局） 主管課長又 は公所長
	願により本職を免ずる ※ 任期満了による場合を除く	発令通知	
第1号会計年度任用職員 （特定会計年度任用職員）	福島県特定会計年度任用職員（〇〇嘱託員）に任命する 記	辞令	

	<p>1 職務内容</p> <p>2 報酬額 勤務1時間（1日、1か月）につき 円</p> <p>3 任用期間 年 月 日までとする</p> <p>4 勤務条件 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の定めるところによる</p> <p>5 勤務時間 1か月につき17日以内の勤務とし、所属長の定める日とする</p> <p>6 勤務を要しない日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>7 勤務所 ○○事務所</p> <hr/> <p>願により本職を免ずる ※ 任期満了による場合を除く</p>	<p>発令通知</p>
<p>第2号会計年度任用職員</p>	<p>福島県会計年度○○職員に任命する</p> <p>記</p> <p>1 職務内容</p> <p>2 給与 ○○給料表○級○号給</p> <p>3 任用期間 年 月 日までとする</p> <p>4 勤務条件 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の定めるところによる</p> <p>5 勤務時間 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分以内</p> <p>6 勤務を要しない日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>7 勤務所 ○○事務所</p> <hr/> <p>願により本職を免ずる ※ 任期満了による場合を除く</p>	<p>辞令</p> <p>発令通知</p>

別表第二(第十二条関係)
会計年度任用職員給料等月額基準表

区分	基準額
会計年度任用事務職員	行政職給料表一級九号給の給料月額
会計年度任用技能職員	技能労務職給料表一級二十一号給の給料月額
会計年度任用労務職員	技能労務職給料表一級五号給の給料月額
会計年度チャレンジ任用職員	技能労務職給料表一級一号給の給料月額

備考 この表中「行政職給料表」とは給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表を、「技能労務職給料表」とは技労規則第三条の給料表をいう。

第1号様式（第7条関係）

辞 令

↑ 約 18 ミリメートル ↓	(身分名)	(氏名)
↑ 約 18 ミリメートル ↓	(現勤務所)	← 約 81 ミリメートル →
↑ 約 110 ミリメートル ↓	(発令内容)	
↑ 約 54 ミリメートル ↓	年 月 日 福島県〇〇総室〇〇課長	
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">公印</div>	
	← 約 162 ミリメートル →	

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、枠線及び文字は黒色とする（用紙は厚紙でなくとも可とする）。
- 2 記入する文字数字（アラビア数字）及び任命権者の表示は、タイプ等によるものとする。
- 3 公印は福島県公印規程の規定による職印を使用するものとする。

第2号様式（第7条関係）

発 令 通 知 書				
発 令 者	福島県知事			
身 分 名	所 属	氏 名	発令年月日	発 令 内 容

(人
事
課)